

「令和4年度 札幌市総合防災訓練 会場設営・放送等業務」 仕様書

「令和4年度 札幌市総合防災訓練 会場設営・放送等業務」は以下のとおり行うこととする。

1 業務の概要

受託者の業務内容は、令和4年9月1日（木）に東部水再生プラザ（白石区東米里 2172 番地 1）等で実施する「令和4年度 札幌市総合防災訓練（以下「訓練」という。）」に係る下記の業務を委託者及び訓練関係機関と調整しながら行うものである。

(1) 9月1日（木）

会場：東部水再生プラザ北側緑地

訓練時間：9時30分～11時40分

ア 訓練会場設営等業務

- ① 会場資器材の調達
- ② 会場全体図等の作成
- ③ 会場（放送設備を含む）の設営、撤収（撤収後の整地含む）
- ④ 会場設営に係る設備保守（警備）及び会場周辺の整理

イ 放送等業務

- ① 進行シナリオ等の作成
- ② 訓練実施に必要な映像の事前撮影
- ③ 提供映像及び資料の編集
- ④ 会場内放送（進行アナウンス等）
- ⑤ 記録用DVDの制作

ウ 訓練実施に係る周知

- ① 会場周辺における事前周知看板のデザイン作成及び設置

2 履行期間

契約締結日から令和4年11月30日（水）

3 業務を行う日時

(1) 訓練会場設営等業務

ア 会場資器材の調達

随時調達し、下記エの会場設営業務前にすべて調達を終えること。

イ 会場全体図等の作成

会場全体図、駐車場・車両展示レイアウト図、必要資器材一覧表の初校を令和4年8月17日（水）までに作成し、委託者に提出し了承を得ること。その後、9月1日（木）まで訓練内容の変更等に応じて、修正等を行うこと。

ウ テント等の設置物及び看板等のパネル装飾等のデザイン

デザイン案の初校を令和4年8月17日（水）までに委託者に提出すること。その後、訓練内容の変更等に応じて修正等を行い、委託者の了承を得てから作成すること。

エ 会場設営業務

機材搬入及び設営は令和4年8月27日(土)午前9時以降に行うこととし、令和4年8月30日(火)午後7時までに完了すること。なお、会場設営可能時間は午前7時から午後7時までを予定しているが、騒音等について会場施設利用者及び近隣住民へ配慮すること。

また、当日使用する会場について、令和4年8月26日(金)までに、委託者の指示する範囲(約7,200㎡)の草刈り及び雑木の撤去を行い、同じく指示する範囲(約600㎡)の整地を行うこと。

オ 会場設営に係る設備保守及び通行者の誘導(警備)

会場に設営された設置物及び放送設備等が、訓練当日に適切に使用できるよう維持管理するとともに、会場付近の駐車場利用者に対し、注意喚起や迂回をするよう誘導する必要があるため、機材搬入日から会場撤収日の作業中は警備員を常時3名以上配置すること。また、訓練当日9月1日(木)7時から13時までについては計6名以上の警備員を配置し、事故のないよう保守管理すること。なお、夜間の警備員配置については必須とはしないが、訓練への支障やトラブル等が発生しないよう適切な注意喚起や対策を講じること。

カ 訓練参加者・来賓の誘導

豊平川雁来河川健康公園及び白石清掃事務所の駐車場内の一部を訓練参加者及び来賓用駐車場とすることから、安全のため、指定の箇所に警備員を配置し、訓練参加者・来賓であることを確認の上、適切に誘導すること。

キ 会場撤収業務

撤収は、令和4年9月1日(木)の訓練終了後から9月4日(日)午後5時までに完了すること。

(2) 放送等業務

ア 進行シナリオ等の作成

カメラマンタイムスケジュール、放送テントレイアウト図、中継カメラ配置図・モニター設置・ケーブル図、進行シナリオの初校を令和4年8月17日(水)までに作成すること。その後、令和4年9月1日(木)まで訓練内容の変更等に応じて修正等を行うこと。

イ 提供映像及び資料の編集業務

委託者が提供する映像などを基に訓練当日に使用する映像の作成を行う。令和4年8月22日(月)までに作成し、委託者に提出し了承を得ること。なお、訓練内容の変更等により作成日以降も編集業務があることに留意すること。

ウ 会場内放送業務

訓練当日は、進行シナリオ及び委託者の指示に沿って放送すること。また、令和4年8月31日(木)午後にリハーサルを行うこと。

エ 訓練当日の動画撮影

訓練当日に下記カ及びキに使用する訓練風景の撮影を行う。また、撮影したデータは全て納品すること。

オ YouTube掲載用動画の制作

委託者に試作品を提出し、必要な修正等を反映したうえで、令和4年9月30日(金)までに成果品を納品すること。

カ 記録用DVDの制作

委託者に試作品を提出し、必要な修正等を反映したうえで、令和4年11月21日（月）までに成果品を納品すること。

(3) 訓練実施に係る周知

ア 会場周辺における事前周知看板のデザイン作成及び設置

看板のデザインについては委託者と十分協議のうえ、作成し、必要箇所に設置すること。
なお、デザイン案の初校を令和4年8月17日（水）までに委託者に提出すること。

4 業務内容の詳細

(1) 訓練会場設営等業務

ア 訓練資料

別紙1：訓練項目別参加団体一覧、別紙2：会場図、別紙3：警備配置図、別紙4：実施計画概要、別紙5：訓練要領、別紙6-1～5：必要資器材一覧表のとおり

イ 会場全体図等の作成

別紙資料を基に委託者と調整・協議し、下記資料を作成すること。

① 会場全体図

資器材の配置箇所及び各訓練項目で使用する範囲、車両導線等を示した案内用の会場全体図

② 駐車場・車両展示等レイアウト図

委託者が用意する会場図（別紙2）を基に、展示物・車両展示等の配置箇所を示したレイアウト図を作成すること。

③ 必要資器材一覧表

訓練の進行や安全面等を考慮し、委託者が用意した必要資器材一覧表（別紙6）の過不足を調整した一覧表

ウ 会場の設営

上記イで作成した会場全体図等に基づき会場の設営を行うこと。設営については、会場内の舗装等を破損させないように、地盤養生等の対策を行うこと。特に加重のかかる工作物設置箇所及び訓練実施箇所においては、保護するよう十分な対策を行うとともに破損した場合には補修・原状回復を行うこと。

また、会場範囲内について、除草・雑木の除去を行い、訓練環境を整備するとともに、観覧席及び来賓席を設置する箇所について整地を行うこと。

エ テント等設置物の対策

テント等の設置においては、強風時の転倒防止対策、雨対策、感染症対策を行うこと。

オ 設営業務期間内の細部調整

設営及び撤収期間内について、作業車両を常に用意しておき、設置物の移動等に対応すること。

カ 訓練会場全体の総合的な調整業務

委託者及び委託者が指名した者の指示に従い、受託者が設置する機材等と、委託者や他の訓練参加機関等が設置する機材等との位置関係等の総合的な調整を行うこと。また、機材の設置開始から訓練機材の撤収までの期間、訓練会場の管理を行うこと。

キ 撤収業務

資器材の撤収及び会場の原状復帰を実施し、作成した看板等については市内指定場所へ搬出・搬入すること。なお、訓練で発生したゴミ、残置物等はすべて収集し、廃棄処理等を実施すること。

(2) 放送等業務

ア 会場内放送等業務内容

別紙7のとおり

イ 進行シナリオ等の作成

訓練資料（別紙1～6）及び令和2年度（前々年度分）進行シナリオ（別紙8）を基に委託者と調整・協議し、下記資料を作成すること。また、シナリオの初校を令和4年8月17日（水）までに作成し、委託者に提出すること。

① 令和4年度札幌市総合防災訓練の当日用の進行シナリオ

訓練開始前から訓練終了まで（午前9時30分～午前11時40分を予定）の映像割り当て、司会者のアナウンス原稿をまとめたシナリオ

② カメラマンタイムスケジュール

カメラの撮影タイムスケジュール

③ 放送テントレイアウト図

放送テント内のマイク、机、椅子などの配置図

④ 中継カメラ配置図・モニター設置・ケーブル図

中継カメラの撮影配置、モニター設置場所、ケーブル配置を示した図

ウ 提供映像及び資料の編集業務

委託者と協議のうえ、会場内で放映する事前録画型訓練の映像及び各防災関係団体等の紹介映像、委託者が用意する映像、資料等を会場内での大型映像車で放映するために事前に編集を行うこと。

エ 放送リハーサル

訓練前日の8月31日（水）午後の中継・進行管理等についてのリハーサルを委託者、訓練参加機関や委託者が委託した他業者等と協力して行うこと。

オ 訓練当日の撮影

訓練当日の様子を撮影し、そのデータを委託者へ提出すること。

カ YouTube用動画の制作

撮影した訓練の内容を用いて、5分程度のテーマ別動画を4本制作すること。なお、動画は画面サイズ16:9で編集し、適宜テロップを入れるなどして見やすくするとともに、視聴者の興味を引くサムネイル画像を併せて作成すること。作成したデータを委託者へ提出すること。

また、動画には、聴覚障がいのある利用者に伝えるため、動画の内容（会話・発言やキャプションを含む）を表示した字幕を付けること。字幕や文字の色は、背景色とのコントラスト比4.5:1を確保すること。

キ 記録用DVDの制作

撮影した訓練の内容を用いて45分程度、画面サイズ16:9で編集し、記録用DVD50枚（パッケージ含む）を制作すること。また、作成した動画データをDVD-video形式にてDVDに書き込めるようにし、パッケージ等のデータと併せて委託者へ提出すること。

また、動画には、聴覚障がいのある利用者に伝えるため、動画の内容（会話・発言やキャプションを含む）を表示した字幕を付けること。字幕や文字の色は、背景色とのコントラスト比4.5:1を確保すること。

(3) 訓練実施に係る周知

会場周辺における事前周知看板のデザイン作成及び設置

看板のデザインについては委託者と十分協議のうえ、作成すること。なお、作成にあたっては、事前に委託者に了解をもらい、指定する箇所に看板を設置すること。

5 その他

- (1) 受託者は、9月1日（木）の「令和4年度 札幌市総合防災訓練」の実施にあたって用務計画書を8月17日（水）までに委託者に提出すること。なお、計画書の提出前後に関わらず、業務遂行上の詳細な内容について委託者と十分な打ち合わせを行い、その都度承認を受けること。
- (2) 本業務で作成した印刷物等のデータは、原則電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）に記録し、白石区役所総務企画課に納品すること。またDVDビデオとして制作した訓練映像については、別途データ形式でも納品すること。
- (3) 本業務に係る著作権、印刷物、作成物及び提出された原稿・データに係る権利は、委託者に帰属するものとする。制作物及びコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、受託者が原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこと。
- (4) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 会場の熟知
会場全体図や進行シナリオ等の作成をはじめ、当該業務全般については、会場の広さや危険箇所など会場を熟知する必要があることから、下見等を重ね、専門的な知識を持って、業務を実施すること。
- (6) 雨天や感染症等により、防災訓練が中止となった場合には、中止決定時間等により、委託者、受託者協議のうえ、委託料を減ずるものとする。
なお、その際には、中止決定時の設置業務の進捗状況等により、受託者が実際に当該業務の履行に要した費用等を参考に協議を行うこととする。
- (7) 訓練内容の変更等により、必要資器材が増減した場合は、委託者と協議のうえ、必要資器材を調達すること。
- (8) 設営業務において、訓練関係機関への申請及び使用料が生じた場合は、受託者が負担することとする。
- (9) この業務について、疑義があるとき、またはこの仕様で定めのない事項は、委託者と協議のうえ、業務を行うこと。
- (10) 受託者は、この契約による業務を処理するのに当たって、個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。
- (11) 業務完了時は、写真等を用いて業務の詳細がわかる業務完了報告書を作成し、委託者が指定する期日までに提出すること。

- (12) 受託者は委託者及び訓練関係機関と十分協議のうえ、新型コロナウイルス感染症予防策を講じ、必要な対応を行うこと。

個人情報取扱注意事項

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受託者は、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者が書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。)により承諾した場合は、この限りではない。

(複写、複製の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、委託者の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

(目的外使用の禁止)

第5 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(資料等の返還)

第6 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報記録された資料等を、業務完了後速やかに委託者に返還するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その方法によるものとする。

(事故の場合の措置)

第7 受託者は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第8 委託者は、受託者が個人情報取扱注意事項に違反しているとき、委託者は、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

(注) 1 委託者は札幌市をいう。